

保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本業務を委託により実施するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託
- (2) 委託業務の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結した日から令和8（2026）年3月31日（火）まで
- (4) 委託契約金額の上限
4,471,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できるのは、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は契約締結時までに見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に該当しない者であること。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和7（2025）年8月7日（木）
実施内容等に関する質問受付期限	（以下同年） 8月12日（火）正午 必着
質問に対する回答（ホームページ公表）	8月18日（月）予定
参加表明書等の提出期限	8月21日（木）正午 必着
参加資格の確認通知	8月25日（月）予定
企画提案書等の提出期限	9月8日（月）正午 必着
審査結果の通知・公表	9月12日（金）予定
契約の締結	9月中旬

(2) 実施内容等に関する質疑及び回答

本要領及び業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式1）により受け付ける。

- ① 提出期限 令和7（2025）年8月12日（火）正午 こども政策課必着
- ② 提出方法 電子メールにより、7に記載のアドレス宛て提出すること

- ③ 回答期日 令和7（2025）年8月18日（月）予定
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答するとともに、競争上の地位
その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、質問及び回答事項を取りまと
めの上、栃木県公式ホームページ上に公表する。

(3) 参加表明書等の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により関係書類を提出すること。

- ① 提出期限 8月21日（木）正午 必着
- ② 提出書類 参加表明書（様式2）及び参加資格確認書（様式3）
- ③ 提出方法 持参又は郵送により、7に記載の提出先まで提出すること。
(持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで)

※ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式任意）
を提出すること。

(4) 企画提案書等の受付

企画提案書は、業務委託仕様書を熟読の上、以下により作成・提出すること。

① 企画提案書の作成

ア 企画提案書は、原則としてA4判用紙を使用すること。枚数に制限はない。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、必ず次の事項を含めて作成すること。

別添「保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託公募型プロポーザル審査基準」も確
認すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画内容

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務スケジュール

(エ) 情報セキュリティ対策

(オ) 栃木県内での類似事業の実績

(カ) 見積額（総額及び内訳を明記すること）

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（消費税等も区別する）とともに、企画提案書の見
積額と整合させること。

- ② 提出期限 9月8日（月）正午 こども政策課必着
- ③ 提出書類 企画提案書（正本1部、副本6部）、見積書（正本1部）
副本に社名は記載しないこと。
- ④ 提出方法 持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時まで）
- ⑤ 注意事項

ア 企画提案書は、提出期限後の追加・修正・差し替えは一切認めない。

イ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請
求の対象となり、開示することがある。

4 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

別に定める審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書を総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約候補者として選定する。

応募申請が1者の場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者宛て文書で結果を通知するとともに、栃木県公式ホームページ上に公開する。

(4) その他

審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

5 契約手続

(1) 選定された契約候補者と契約締結の協議を行い、協議が整った場合委託契約を締結する。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容を取り入れたものとするが、企画提案書の内容について追加、変更又は削除を求めることがある。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合は、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 その他

(1) プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は日本円とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 次の場合は失格とする。

① 応募資格を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

② 申請書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合

③ 見積書の金額が、1(4)の委託上限額を超える場合

④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 委託業務における制作物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、栃木県が制作物を使用するにあたり制限がある場合は、企画提案書にその旨明記すること。

(6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

7 企画提案書、質問書等の提出先、問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁本館5階）

栃木県保健福祉部 子ども政策課 子ども・子育て支援班

電話：028-623-3065 FAX：028-623-3070

E-mail：kodomo-kosodate@pref.tochigi.lg.jp